

介護保険施設や短期入所利用時の居住費・食費の負担軽減

施設サービスなどを利用する場合の居住費（滞在費）や食費は、所得状況に応じた自己負担の上限が設けられ、申請により「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。その認定証を利用する施設に提示することで、居住費・食費の自己負担額が軽減されます。

問い合わせ▶介護保険課☎(888)5675

★現在「介護保険負担限度額認定証」をお持ちのかたは、7月31日(土)で期限が切れます。8月以降も必要なかたは、再度申請が必要です。申請受付は6月21日(月)から。法改正により、現在対象のかたでも、対象外となることがあります。

*右表の第1段階から第3段階に該当する場合でも、世帯を別にしていない配偶者が市県民税の課税者である場合や、預貯金などの金額が要件を超える場合には対象となりません。

対象施設など…特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護施設、短期入所療養介護施設、介護医療院

*短期入所は介護予防サービスも対象です。また、グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所などは対象外です。

申請方法…申請書と預貯金などを確認できる書類(生活保護受給者は不要)と一緒に介護保険課(市役所2階)、河辺・雄和の各市民サービスセンターの窓口にご提出ください

*今年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、郵送での申請も受け付けます。

■対象と負担限度額

(1=ユニット型個室 2=ユニット型個室の多床室または従来型個室)
(3=多床室)

負担段階	所得の状況	預貯金などの資産状況	居住費・食費の上限額…日額
第1段階	生活保護を受給しているかたなど	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	1=820円 2=490円(320円) 3=0円 食費=300円(300円)
	老齢福祉年金を受給しているかた		
第2段階	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下のかた	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	1=820円 2=490円(420円) 3=370円 食費=390円(600円)
第3段階①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下のかた	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	1=1,310円 2=1,310円(820円) 3=370円 食費=650円(1,000円)
第3段階②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円を越すかた	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	1=1,310円 2=1,310円(820円) 3=370円 食費=1,360円(1,300円)

②の()内の金額=介護老人福祉施設に入所した場合
または短期入所生活介護を利用した場合
食費の()内の金額=短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合



(高齢者にやさしい都市)

エイジフレンドリーシティ パネル展開催中!

市民意識調査の結果、市の取り組みなどを紹介しています。図書館では、関連図書の展示も。ぜひお立ち寄りください!

★きららとしょかん明徳館=6月27日(日)まで(休館日を除く)

★遊学舎県民ギャラリー=6月29日(火)▶7月11日(日)

問い合わせ▶長寿福祉課☎(888)5666

シニア向けポータルサイト



プラっと! 秋田

検索



シニア世代の情報源

秋田を楽しむ

大人の情報サイト「プラっと!」

一度アクセスしてみてください!

↑こちらからも

令和3年度分 介護保険料納入通知書 65歳以上のかたへ 6月25日(金)にお送りします



■介護保険料所得段階表(令和3年度)

(保険料額は基準額にそれぞれの調整率を乗じた額)

介護保険料額(所得段階)は、令和3年度の市町村民税の課税状況や合計所得金額などをもとに算定したものです。年間の保険料額は、納入通知書でご確認ください。

問い合わせ▶介護保険課☎(888)5672

◆普通徴収のかたは、スマートフォン決済による納付も可能です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

広報ID番号 1025826

◆4月以前から年金引き落とし(特別徴収)になっているかたや、今年の8月までに特別徴収になるかたには、はがきサイズの通知書をお送りします

◆令和3年度中に65歳になったかたで、一定の条件に該当するかたは年金引き落とし(特別徴収)に変わります

◆令和3年5月以降に資格の喪失(死亡や転出など)されたかたにも、納入通知書をお送りします。令和3年度の保険料を納める場合や、納付済みの保険料が還付される場合があります

◆災害、収入の激減、生活困窮などで保険料の納付が困難な場合は、減免の制度があります。納期限の7日前までに介護保険課へ申請してください。年金引き落とし(特別徴収)の場合は当該月の19日まで

所得段階	対象	保険料額(年額)
第1	▶生活保護受給者 ▶世帯員全員が市町村民税非課税の 老齢福祉年金受給者	22,436円 調整率 0.3
第2	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が	33,653円 調整率 0.45
第3	80万円以下のかた	52,349円 調整率 0.7
第4	▶120万円以下のかた	67,306円 調整率 0.9
第5	▶120万円を超えるかた	74,784円 基準額
第6	▶80万円以下のかた	89,741円 調整率 1.2
第7	▶120万円以上150万円未満のかた	97,220円 調整率 1.3
第8	▶150万円以上180万円未満のかた	112,176円 調整率 1.5
第9	▶180万円以上250万円未満のかた	119,655円 調整率 1.6
第10	▶250万円以上300万円未満のかた	127,133円 調整率 1.7
第11	▶300万円以上400万円未満のかた	130,872円 調整率 1.75
第12	▶400万円以上のかた	134,612円 調整率 1.8

*表中の公的年金には、非課税年金(遺族年金、障害年金)を含みません。また、第1～第5段階の合計所得金額には、公的年金収入額に係る所得金額を含みません。



この冊子
役立つね〜

「秋田市暮らしに役立つサービス」は、民間事業者などが提供するサービスを集めた冊子で、高齢のかた、高齢のご家族と離れて暮らしているかた、障がいのあるかた、子育て中のかたなど、どなたにでも活用していただける内容です。次の窓口で配布しています。ご希望のかたはぜひどうぞ!

おもな内容…お弁当の配達、外出時の付き添い、空き家の管理など

配布場所

市役所2階長寿福祉課／各市民サービスセンター
駅東サービスセンター／各地域包括支援センター
市ホームページでもご覧いただけます(広報ID番号 1028212)



問い合わせ▶長寿福祉課☎(888)5666